

# 後援会 短期語学留学・海外インターシッブ支援事業のご案内 (申込期間を延長します！！)

夏休みなどを利用して、海外での語学研修やインターンシッブを行う場合  
下記のとおりその費用の一部を助成します。

- 対象者 外国語を修得しようとする意欲のある学生(後援会加入者に限る。同時加入も可)
- 対象となる留学(研修)
  1. 海外の大学または語学研修機関等において語学を学習すること
  2. 海外の企業等においてインターンシッブを行うこと
  3. 出国日から帰国日までの期間が原則として14日以上2か月以下であること

※本学が主催する短期体験研修・語学研修・海外インターンシッブ事業については助成対象外
- 補助限度額 5万円 (ただし、旅行代金または旅費、宿泊費、授業料等の3分の1を限度とする。)
- 対象人数 12名程度
- 対象者の決定 学業成績、外国語力および簡単な面接により選考を行い、対象者を決定する。
- 申込み 平成27年7月24日(金)までに所定の申請書と研修計画書(パンフレット等の写しでも可)を提出してください。

※申請書および詳細については、就職・生活支援課におたずねください。